

## 特別研究員制度の改善について

昭和60年に創設された日本学術振興会の特別研究員制度は、我が国の若手研究者の育成に大きな役割を果たしてきたが、様々な競争的資金で雇用されるポストクの増加に伴い、その在り方を再考する時期に来ている。

本会では、特別研究員制度が若手研究者の育成にこれまで以上に貢献するとともに、若手研究者にとって真に魅力的なものとなるよう学術システム研究センターで検討を行ってきた。また、平成25年4月には、当該時点での検討内容をホームページに掲載し、若手研究者を中心に意見を求めるなど関係者の意見を聴取した。

今回、その結果を踏まえ、特別研究員制度の改善について下記のようにまとめた。今後、関係者への周知を図りつつ、具体的な制度の改正を図ることとしたい。

### 1. 特別研究員制度の目的・意義

*・若手研究者が自らの発想と研究意欲をもとに、自立した研究者として育ち、将来的に独立した研究者へ成長するための支援*

学術研究は、個々の研究者の自由な発想と研究意欲を源泉とするものであって、優れた研究者の存在があって初めて成果が期待できるものである。将来の学術研究の水準を高めていくために、若手研究者を適切に養成・確保し、その自立を促していくことは、学術研究の基盤の強化と我が国の社会・経済の発展に欠くことのできない要件である。

若手研究者は、将来の研究の中核となるばかりでなく、現在の研究の重要な担い手でもあり、また、新しい発想や研究の新しい展開を生み出す可能性を持っている。したがって、研究者の養成・確保の観点から、必要な経済的支援をしつつ研究に専念する機会を与え、若手研究者が自立した研究者として育ち、将来的に独立した研究者へ成長するための適切な支援を講じることは学術研究を発展させるための重要な課題の一つである。

競争的資金で雇用されるポストクは、競争的資金の目的に沿った研究を実施するものである。これに対し、個々の研究者の発想に着目し、多様な研究分野に分け隔てなく継続的な研究の推進を図り、裾野の広い研究体制を構築すべく支援を実施することが、本会の使命であり、本件については意見募集においてもその趣旨に賛同を得た。

従って、若手研究者が自らの発想と研究意欲をもとに、自立した研究者として育ち、将来的に独立した研究者へ成長するための支援を行うことが、特別研究員制度の最も重要な目的である。

## 2. 応募資格要件の変更

- ・年齢制限の廃止（平成26年度新規採用者より実施）
- ・人文学、社会科学分野における特別研究員（PD・RPD）の資格要件を学位取得者へ（平成30年度新規採用者より実施（予定））

### （年齢制限の廃止）

近年、社会人から博士課程に入学する者が増加し、研究者へのキャリアパスは、学部、修士、博士への段階的な進路を取る者だけではなく、社会人を経て研究者を目指す者もあり、多様な進路状況となっている。また、国外における若手研究者を養成するフェローシップ制度の資格要件には、年齢の上限を設けた制度は少なく、特にポスドクを対象にしたものはほとんど存在しない。

このような状況を踏まえ、年齢制限を廃止する。ただし、限られた財源の中で事業を行うことから、より支援効果の高い若手研究者の養成・確保を図るといふ特別研究員制度の目的は維持するものとし、特別研究員（PD・SPD）については、学位取得後5年未満の者を支援対象とする。

本事項については、既に本年6月に募集を行った平成26年度新規採用分から実施した。その結果、社会人などを経て大学院に入学した34歳以上の若手研究者から応募が見られ、多様な研究者へのキャリアパスに対応した制度への改善が行えたものと考えている。

### （人文学・社会科学分野の満期退学者特例の廃止）

人文学・社会科学分野においては、現在、博士の学位を未取得でも大学院に標準修業年限以上在学し所定の単位を取得のうえ退学し、学位取得者と同等の能力を有すると認められる者については、特別研究員（PD・RPD）の支援対象としている。（満期退学者の特例）

また、上述の年齢制限の撤廃に当たり、若手研究者の育成の観点から、平成26年度新規採用分から満期退学後3年未満という資格要件を設けた。

一方、人文学・社会科学分野における学位授与率も高くなってきていることや、人文学・社会科学と自然科学との融合領域および境界領域の増大等の近年の種々の状況を勘案すると、人文学・社会科学分野においても学位の取得を重視することが適切であると考えられる。

これを踏まえ、真に優秀な若手研究者の養成・確保を図る上で、人文学・社会科学分野においても、満期退学者の特例を廃止し、資格要件を博士の学位取得に限定するとともに、学位取得後5年未満の者を支援対象とする。

なお、本事項については周知期間が必要であり、今後周知を図りつつ、3年間の経過措置を講じることとし、平成27年4月に博士課程に入学した者が学位を取得する平成30年度の新規採用者から実施する。

### 3. 特別研究員（PD・SPD・RPD）の受入機関での身分等の取扱い

・特別研究員（PD・SPD・RPD）の受入環境の充実に向けた周知・要請（平成25年度中に開始）

特別研究員については、大学院生としての身分を併せ持つ特別研究員（DC）を除き、受入研究機関との間で、雇用あるいは修学といった関係にないため、専用機の未整備、研究設備や図書館利用の際に手続きが職員等とは異なる扱いをされるような研究環境に不満を持つ状況が報告されている。また、受入の取り扱いが均一でないため受入研究機関間での研究環境の差が生じている。さらに近年、特別研究員（PD・SPD・RPD、以下「PD等」と言う）が所属する研究室内には他に競争的資金によるポストも在籍することが多くなっており、その処遇や取扱いに差があることから、特別研究員制度としての魅力が低下しているとの指摘がある。

このため、平成25年度中に、本会から受入機関に対して、図書館や施設・設備の円滑な利用など研究実施のために必要な基本的な受入環境を示し、他のポストや所属職員の研究環境との均衡を図りつつも、特別研究員（PD等）の受入環境の充実に向けた対応を促すこととする。

### 4. 研究資金の獲得と流動性の向上・採用期間延長を通じた、自立した若手研究者への成長の促進

・科研費の他の種目への応募（平成25年9月の科研費の募集時より実施）  
・研究機関移動の要件化・採用期間の4年化（両者を合わせ、平成27年度採用者より実施するよう検討・調整）

#### （科研費の他の種目への応募）

特別研究員（PD等）は特別研究員奨励費以外の科研費に応募することが認められていなかったが、自立した研究者へ育成するためには、科研費の他の種目への応募とその受給を認め、当初計画に関連する発展的な研究着手を可能にし、研究活動の幅を広げることで、独創的な研究の更なる進展も期待できる。

このことから、平成25年9月に募集が開始された平成26年度に採択される科研費から、特別研究員（PD等）が研究代表者等として特別研究員奨励費以外の一部研究種目に応募することを可能とする制度改正が図られた。

なお、本事項については、受入機関において、科研費への応募を希望する特別研究員（PD等）に対し、科研費の応募資格を付与する等の対応が必要となる。平成25年9月に開始した科研費の募集については、可能な受入機関からの対応としたが、受入機関により特別研究員の研究の進展に差が生じることのない取扱いとする必要があることから、平成27年度以降の特別研究員（PD等）の新規受入機関の要件として、科研費への応募を希望する特別研究員（PD等）に対して、応募資格を付与することを求めることとする。

#### (研究機関移動の要件化と採用期間の4年化)

自立した研究者として育つためには、多様な研究環境下の研究活動を経験することが重要であり、博士の学位取得時と異なる研究機関において研究活動を行うことは、若手研究者にとって研究能力向上の観点から意義が高いと考えられる。

また、挑戦的なテーマに取り組むとともに、研究の進展に応じ海外研究などを進め、自立した研究者として育っていくためには、自らの自由な発想をもとに、ある程度長期に研究を行う期間が必要である。あわせて、研究機関移動により研究環境を変える場合、一般的に研究を立ち上げてから、研究成果を得るまでには研究期間が長くなることにも配慮する必要がある。

このため、従来の博士課程在籍時とは異なる研究室を選定する研究室移動の要件を更に進め、特別研究員（PD）に研究機関移動を求めるとともに、特別研究員（PD等）の採用期間については、今回まずは1年間延長して4年化を図ることを検討しつつ、4月の意見募集時に示した採用期間5年化の実現に向け、引き続き取り組んでいくこととする。

また、延長が真に優秀な若手研究者の育成に繋がるようにするため、前述のように科研費の他種目への応募・採択を可能とし発展的な研究を可能とするとともに、3年目に評価を実施し、評価によっては継続支援を行わない場合もあり得るものとする。

なお、既に採用されている研究員についても、延長を図ることによって優れた成果が期待できることから、希望者についてその必要性を審査の上延長を可能とすることについても検討する。

#### 5. 特別研究員（DC）の支援方法の取扱い（今後引き続き検討）

博士課程の研究活動を支援するという制度趣旨に鑑みた特別研究員（DC）の支援方法の改善を進めるため、現状の課題に即した制度のあり方や具体的な方策について、今後引き続き検討を行うこととする。